

日本第四紀学会 編集委員会規程

(2017年6月17日, 評議員会にて決定)
(2019年8月23日, 評議員会にて一部改正)

[目的]

第1条 編集委員会は, 会則第17条第2項の規定に基づく常設委員会の一つであり, 日本第四紀学会会誌「第四紀研究」(英語名: The Quaternary Research, 以下, 会誌と呼ぶ)の編集および電子ジャーナルとしての公開と維持に関わる業務を行うことを目的とする。

[構成]

第2条 本委員会は, 評議員の中から選出された委員長と, 各領域1名以上の委員で構成される。委員は, 各領域に所属する会員の中から領域の推薦に基づき選出され, 評議員会の承認を経て決定される。委員の少なくとも1名は電子ジャーナルの担当とする。

2. 特集については, 特集編集委員会を別に組織する。
3. 会長の委嘱により本委員会に編集書記を若干名置くことができる。

[委員長]

第3条 委員長は, 本委員会を総括する。委員長不在の場合には, 委員の中から委員長代理を選出する。

[編集業務]

第4条 委員相互の連絡・意見調整は, 文書や電子メールなどで行うものとする。委員長は, 必要に応じ, 編集業務遂行のため, 委員会を招集する。

[特集]

第5条 特集については, 「特集提案書」を編集委員会で受け付け, 執行部会で提案受理の判断を行う。

2. 特集編集委員会の編集業務は, 本規程第4条に従う。

[事業報告]

第6条 委員会は, 会誌の編集計画・状況, 報告事項などの資料を, 執行部会, 評議員会, 総会用にそれぞれ準備しなければならない。委員長は執行部会に出席し, これらの報告を行う。

[規程の改訂]

第7条 本規程の変更には, 評議員会の承認を必要とする。

付 則 1 本規程は2019年8月23日から実施する。

<参考>

日本第四紀学会会則

第17条 本会の会務を執行するための常設委員会と特別委員会を置く。

2. 常設委員会には, 庶務, 会計, 編集, 行事, 広報, 渉外, 法務がある。常設委員会委員の任期は2年間とする。庶務, 会計, 編集, 行事, 広報, 渉外の各委員会は, 委員長を評議員から選出し, そのほかの委員は各領域から候補者を推薦して, 評議員会において決定される。法務委員会委員は, 会長が候補者を推薦し, 評議員会において決定される。